

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

太子町長 田中 祐二

市町村名 (市町村コード)	太子町 (273813)
地域名 (地域内農業集落名)	太子地区 (向少路、中大道、内之町、西之口、昭和町、伽山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 1 月 22 日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現状:

- ・太子地区は府内有数のぶどう産地で、直売所が多く、消費者と直接つながる販売が行われている。
- ・スマート農業の導入実績があり、人手不足解消に向け、省力化技術や効率的な農作業が進められている。

課題:

- ・ぶどう農家の高齢化で耕作放棄が進み、新規就農者への農地継承や地元ルールの引き継ぎが課題となっている。
- ・新規就農者が長期的に営農できるよう、関係機関による指導や助言体制の強化が求められている。
- ・老朽化した農道や水路が一部農地の非効率化を招いており、インフラの更新が必要とされている。
- ・イノシシやアライグマによる鳥獣被害が頻発し、農業従事者の営農意欲低下の要因となっている。
- ・高齢化により、草刈りなど休耕地の維持管理が難しくなっている。
- ・規模縮小、離農希望の農地が22.7haに達しており、新たな受け手の確保が必要となっている。
- ・水利組合の維持が難しくなっており、水管理の担い手不足が深刻化している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・府内有数のぶどう産地を維持、拡大していくため、地域外から認定農業者や新規就農者を積極的に受け入れる。そのため、居ぬき農地の斡旋や研修等の指導体制の充実を図る。
- また、太子町の大阪市内からのアクセスの良さを活かし、農地を営農地としてだけでなく、地域住民や大阪市内など都市部からの訪問者にとっての憩いの場としても活用し、多面的価値のある農地保全を推進する。また、水稻が主たるエリアについても、高収益作物への移行を検討し、担い手の参入を促進する。
- ・伝統的なぶどうの栽培技術を次世代に継承し、地域ブランドを維持・発展させる。さらに、栽培作業の効率化と労力の軽減を図るため、自動開閉装置や粉碎機など、スマート農業技術を導入し、持続可能な農業経営を実現する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	88.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	88.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域及びその周辺の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の農業委員等の協力のもと、農地の利用意向を把握し、未回答者への働きかけを強化することで、耕作放棄地になる前に農地の引継ぎを円滑に進める。 貸借可能な農地の所有者と借受希望者のマッチングを行い、効率的な農地の集積・集約化を促進する。その際、地域の水路や農道の管理について、借受者が地元ルールを適切に継承できるよう配慮する。 特に、ぶどうに関しては、経営が困難となると予想される場合には、できるだけ早い段階で事前に情報収集を行い、円滑に新たな担い手に継承できるようにする。継承においては、一定のバトンタッチ期間を設け、担い手に対して栽培技術の継承を行うことで、地域のぶどう産業を維持する。 企業等の新規農業参入の促進により、個別ではなく農地を一括して管理・活用することを検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
町でのマッチング後、農地中間管理機構を通じて利用権設定を行う。また、農地の貸し手からの希望に応じて、農地中間管理機構へ貸出希望農地の情報提供を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
新規参入を促進するため、整備が必要な箇所を精査するとともに、農作業効率の向上や生産力の維持を図るため、地域の農空間づくりについて検討する。緊急を要する箇所については、町単独事業を活用する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新たに入作を検討している就農者に、JAや行政等関係機関が必要な支援を行えるサポート体制を構築し、新規参入者の確保を図るとともに、既就農者に対しても関係機関による営農指導、助言を行い継続的な営農を促す。 収益農産物栽培、品質向上や改良方法について、研修等により見識を深める。 企業の農業参入を促進するため誘致活動を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
各個人が自身の営農形態を考慮した上で、農作業委託の活用について検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①町の補助事業とJAや農業共済等の補助事業を併用し、鳥獣被害防止策を強化する。また、そもそも各関係団体で利用可能な補助事業を知らない人が多い現状を踏まえ、農業者や地域住民への情報提供を徹底し、補助事業の認知度向上を図る。
- ③農作業の省力化や効率化を目的に、スマート農業技術の導入に関する補助事業を活用する。
- ⑦草刈りなど農地の保全作業について、町から対応可能な事業者を紹介することで、農業者の負担軽減を図る。